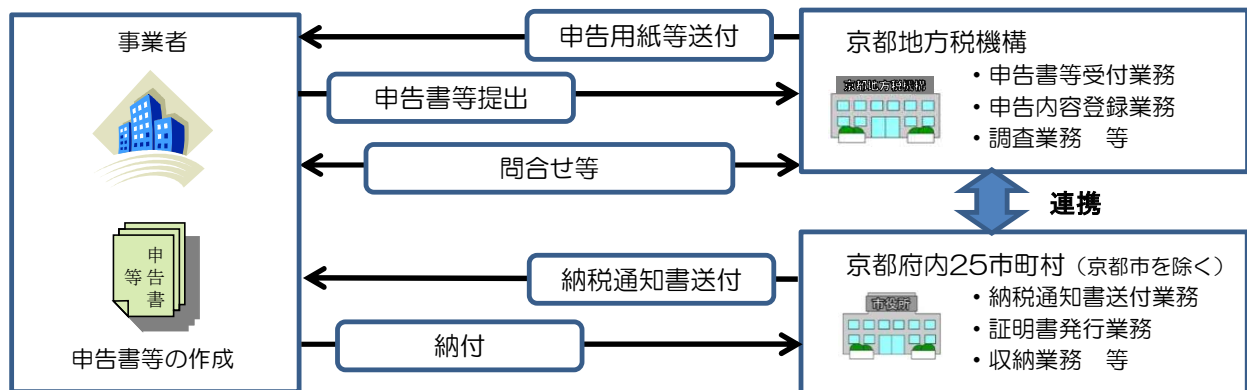
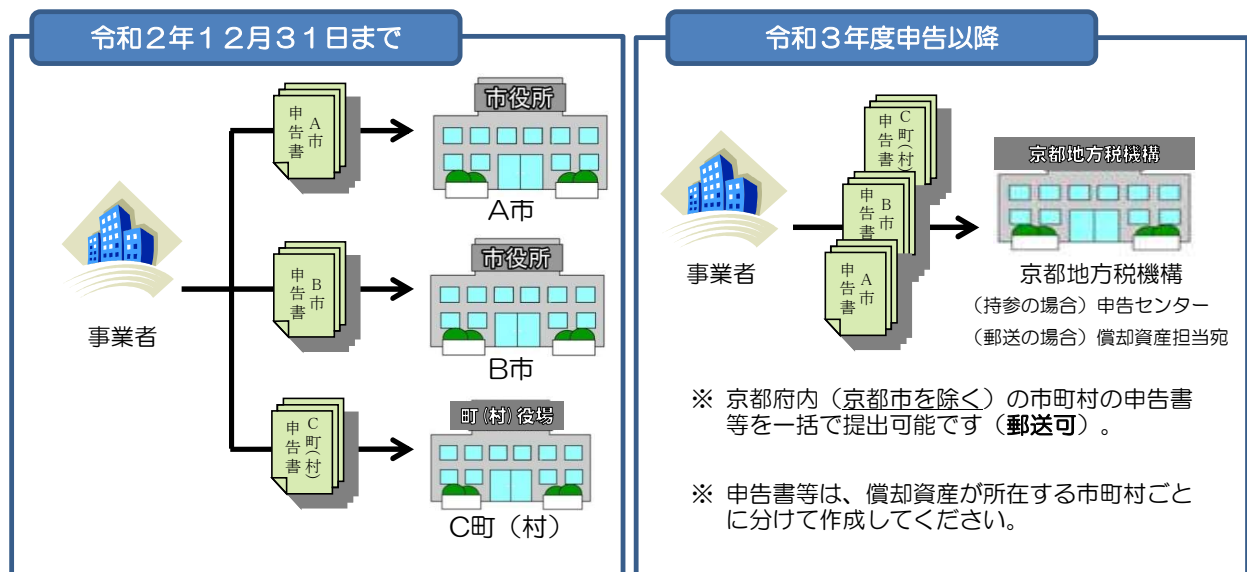


## 令和3年度償却資産（固定資産税）申告から、京都市を除くの京都府内 の償却資産申告書等の提出先が京都地方税機構に統一されました。

※申告書等は、償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。  
 ※京都市に所在する資産については、**京都市に申告書等を提出してください。**  
 （京都市分の償却資産申告書等は京都地方税機構では受付できません。）

これまで償却資産申告書等は、償却資産が所在する市町村にそれぞれ提出していただいていたのですが、令和3年度償却資産（固定資産税）申告からは、京都府内25市町村（京都市を除く）分を京都地方税機構に一括して提出できるようになりました。

これにより、事業者の皆様の利便性向上を図るとともに、より適正かつ公正な課税の実現を図ります。また、各市町村から事前に送付していた申告用紙等も、京都地方税機構から一括で送付しております。



### 電子申告（eLTAX）について

償却資産の申告でも、電子申告（インターネット上からの申告）が御利用いただけます。ぜひ、電子申告を御利用ください。  
 詳しくは、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）を御覧ください。

### 申告書等の提出・お問合せ先

- <申告書等の提出（郵送）・お問合せ先>  
 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館2階  
 京都地方税機構事務局業務課 償却資産担当  
 TEL：075-414-4503 業務時間：平日8:30～17:15
- <申告書等の提出（持参）>  
 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階  
 京都地方税機構 申告センター

## Q&A

Q：京都地方税機構とは何ですか。

A：「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現をめざす広域連合（特別地方公共団体）です。

Q：京都市に提出している償却資産申告書等はどうすればいいですか。

A：京都市に償却資産を所有されている方は、京都市所在分については京都市に申告書等を提出してください（京都地方税機構では受付できません）。

Q：納税通知書は、京都地方税機構から送付されますか。

A：納税通知書は償却資産が所在する各市町村からそれぞれ送付されますので、各市町村の案内に従い、納付してください。

(郵送の場合)京都地方税機構 償却資産担当宛

Q：電子申告（eLTAX）の申告データ提出先は、どこを選択すればいいですか。

A：申告データの提出先は、償却資産が所在する市町村を選択してください。

Q：税務署に確定申告をしていますが、市町村にも償却資産の申告をする必要がありますか。

A：市町村に償却資産について申告していただくのは市町村税である固定資産税の算定のためであり、税務署に申告いただく確定申告とは全く別のものになります。そのため、両方に申告していただく必要があります。

Q：課税台帳の閲覧や証明書の交付も京都地方税機構でできますか。

A：京都地方税機構では、課税台帳の閲覧や証明書の交付はできません。これまでどおり、市町村で手続きをお願いします。

その他のQ&Aは、京都地方税機構のホームページをご覧ください。

URL：<https://www.zeimukyodoka.jp/>